

寝屋川市の総合治水対策

●寝屋川流域の総合治水対策と寝屋川市の取組

寝屋川流域は約3／4が低平地で、雨水が河川に自然に流れ込まない地域(「内水域」という)になっているとともに、一級河川寝屋川の京橋口(旧淀川合流点)にすべての雨水が集中するといったたいへん厳しい治水環境を有しています。寝屋川流域の治水対策では、こうした治水環境を改善すべく、河川及び下水道行政がその役割を明確にした上で、河道や下水道の整備・改修のみならず、治水緑地や調節池などの貯留施設を始め分水路や地下河川といった放流施設の整備、更には下水道事業や市が行う各種浸水対策、民間開発を含めた特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域対応施設の整備など、総合的な治水対策を国、府、関係11市及び民間が一体となって推進しています。

寝屋川市の浸水対策は、寝屋川流域の総合治水対策に係る計画に基づき、効率的に地域別の取組を行っています。

●寝屋川流域における総合治水対策の考え方

寝屋川流域の治水計画は、基準点(京橋口地点)における流域基本高水のピーク流量を2,700㎥／sとしており、河川と下水道によって基本高水のピーク流量2,400㎥／sまでを処理し、残りの300㎥／sを流域内における貯留施設の設置(流域対策という)によって処理します。

●流量分担計画

